

# 建設部

## 建設委員会

### 【議案（単行）関係資料】

（当初予算関係）

2月19日提出

令和8年第1回定例会（2月議会）  
建設部 提出資料

令和8年2月19日  
建設部

建設委員会  
【議案関係】

- |                      |                             |     |   |
|----------------------|-----------------------------|-----|---|
| ○ 下水道マネジメント<br>推 進 課 | 流域下水道維持管理負担金単価の改定について       | ・・・ | 3 |
| ○ 道 路 課              | 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について | ・・・ | 4 |

# 流域下水道維持管理負担金単価の改定について

下水道マネジメント推進課

## 1 概要

次期単価適用期間の維持管理負担金対象経費の収支見込みにより、4処理区の流域関連市町村の負担金単価を改定する。

### 《負担金単価》

維持管理費、減価償却費、建設・更新費の起債支払利息及び解消すべき累積赤字などを考慮した収支見込みにより定めている単価

## 2 改定の内容

| 改定処理区 | 現行単価 (A)            | 改定単価 (B)            | (B) - (A) |
|-------|---------------------|---------------------|-----------|
| 臨海処理区 | 45円/m <sup>3</sup>  | 50円/m <sup>3</sup>  | 5円        |
| 大曲処理区 | 110円/m <sup>3</sup> | 75円/m <sup>3</sup>  | △35円      |
| 大館処理区 | 90円/m <sup>3</sup>  | 95円/m <sup>3</sup>  | 5円        |
| 鹿角処理区 | 145円/m <sup>3</sup> | 150円/m <sup>3</sup> | 5円        |

### ・大曲処理区

令和7年度で累積赤字を解消する見込みであるため、負担金単価を引き下げる。

### ・臨海処理区、大館処理区

次期適用期間内に収支不足へ転じることを防ぐため、負担金単価を引き上げる。

### ・鹿角処理区

令和22年度までに累積赤字の解消を目指すため、負担金単価を引き上げる。

### ・横手処理区

次期適用期間内に収支の過不足が見込まれないため、負担金単価を変更しない。(65円/m<sup>3</sup>)

### 《参考》

| 処理区   | 処理する区域を有する市町村                                  |
|-------|--|
| 臨海処理区 | 秋田市 男鹿市 潟上市 山本郡三種町<br>南秋田郡五城目町 八郎潟町 井川町<br>大潟村 |
| 大曲処理区 | 大仙市 仙北市 仙北郡美郷町                                 |
| 横手処理区 | 横手市  |
| 大館処理区 | 大館市  |
| 鹿角処理区 | 鹿角市 鹿角郡小坂町                                     |

## 3 適用期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日 (3年間)

## 4 新単価適用までの手続

|      |      |              |
|------|------|--------------|
| 令和7年 | 9月   | 市町村への説明      |
|      | 12月  | 市町村と単価について合意 |
| 令和8年 | 2月議会 | 議案の審査・議決     |
|      | 3月   | 協定の締結        |
|      | 4月   | 新単価適用        |

# 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

道 路 課

## 1 改正理由

道路法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第44号）の施行により県が管理する道路の占用料の額を改正する等の必要がある。

## 2 改正内容

(1) 県では、道路占用料の額を国に準じて定めている。

国により、固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ道路占用料の改正が行われたことから、県の道路占用料についても、直轄国道の占用料と同額に改正する。

(2) 県では、国に準じて各市町村を3段階の所在地区分に分類し、級地毎に占用料を定めている。

国の改正にあわせて、大館市の所在地区分を第二級地から第三級地に改正する。

## 3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考】所在地区分について

各市町村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格をもって級地を分類している。

|      | 改正後              | 改正前              |
|------|------------------|------------------|
| 第一級地 | 秋田市              | 秋田市              |
| 第二級地 | 能代市              | 能代市              |
|      | 潟上市              | 潟上市              |
|      | 南秋田郡八郎潟町         | 南秋田郡八郎潟町         |
|      |                  | 大館市              |
| 第三級地 | 第一級地及び第二級地以外の市町村 | 第一級地及び第二級地以外の市町村 |











| ける施設   | て得た額   |
|--|--|
| <p>備考</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 第二級地 能代市、<br/>八郎潟町の区域をいう。、<br/>潟上市及び南秋田郡</p> <p>(三) 略</p> <p>三 略</p> <p>く 略</p> <p>九 略</p> | <p>備考</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 第二級地 能代市、大館市、<br/>八郎潟町の区域をいう。、<br/>潟上市及び南秋田郡</p> <p>(三) 略</p> <p>三 略</p> <p>く 略</p> <p>九 略</p> |

※Aは、近傍類似の土地の時価を表すもの。